

【別 表】算定基準

項 目	総務省基準	総務省基準に基づく大阪市繰入項目
建設改良に要する経費	○建設改良費及び企業債元利償還金の1/2(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあっては2/3)	地方独立行政法人移行前分： ○移行前地方債元金償還金 ※患者別原価計算から減価償却費を除き別に算定 ○移行前地方債利息償還金 ※患者別原価計算から移行前地方債利息を除き別に算定 地方独立行政法人移行後分： ○減価償却費 ※患者別原価計算に基づく減価償却費の政策医療部分 各項目の政策医療に要する経費とあわせて算定 ○長期借入金利息 ※患者別原価計算に基づく長期借入金利息の政策医療部分 各項目の政策医療に要する経費とあわせて算定 府市共同住吉母子医療センター建設にかかる初期費用分： ○市と市機構で1/2ずつ負担
結核医療に要する経費	○結核医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく結核医療の政策医療部分
精神医療に要する経費	○精神医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく精神医療の政策医療部分
感染症医療に要する経費	○感染症医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく感染症医療の政策医療部分
リハビリテーション医療に要する経費	○リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づくリハビリテーション医療の政策医療部分
周産期医療に要する経費	○周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく周産期医療の政策医療部分
小児医療に要する経費	○小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく小児医療の政策医療部分
救急医療の確保に要する経費	○救急病院の医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に要する経費に相当する額	患者別原価計算に基づく救急医療の政策医療部分
高度医療に要する経費	○高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく高度医療の政策医療部分
保健衛生行政事務に要する経費	○集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	医師の卒後教育経費(研修費報酬)
		医療相談に要する経費
		研究所の運営経費から受託収入等を除いた額
医師等の研究研修に要する経費	○医師・看護職員の研究研修に要する経費の1/2	研究研修費の1/2
共済追加費用の負担に要する経費	○共済追加費用の負担に要する経費の一部	職員の共済追加費用に係る公的負担額
基礎年金拠出金に係る公的負担	○企業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額	職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額
大阪府市共同住吉母子医療センターの小児及び周産期医療に要する経費	○小児及び周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	患者別原価計算に基づく小児及び周産期医療の政策医療部分
住之江診療所の運営等に要する経費	○小児及び周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	住之江診療所の開設に伴い生じた初期費用や開設後の運営に伴い生じる収支差額及び施設等の維持・更新費用などに対する措置